

(独)国立博物館法の一部改正法案の概要

行政改革の重要方針(閣議決定 平成17年12月24日)

平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しを実施。

文化財の保存・活用を目的とする「国立博物館」と「文化財研究所」を統合

国立博物館

【法人の概要】

博物館を設置して、有形文化財を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらに関連する調査研究及び教育普及の事業等を行う。

- ・東京国立博物館
- ・奈良国立博物館
- ・京都国立博物館
- ・九州国立博物館

【18年度予算】

運営費交付金 6,103百万円
入場料収入等 1,045百万円

【役員数】

理事長・理事 4名 監事 2名

文化財研究所

【法人の概要】

文化財に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行う。

- ・東京文化財研究所
- ・奈良文化財研究所

【18年度予算】

運営費交付金 2,985百万円
入場料収入等 42百万円

【役員数】

理事長・理事 2名 監事 2名

国立文化財機構の設立

両法人の統合に当たり、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に目的を達成するため、事務及び事業を再構築する。

- 文化財保存科学の研究と修復事業の体系的な実施
- 文化財研究所の一般展示施設の管理運営の見直し

【平成19年度予定額】 運営費交付金 9,042百万円
入場料収入等 1,098百万円

【役員数】 理事長・理事 4名 監事 2名